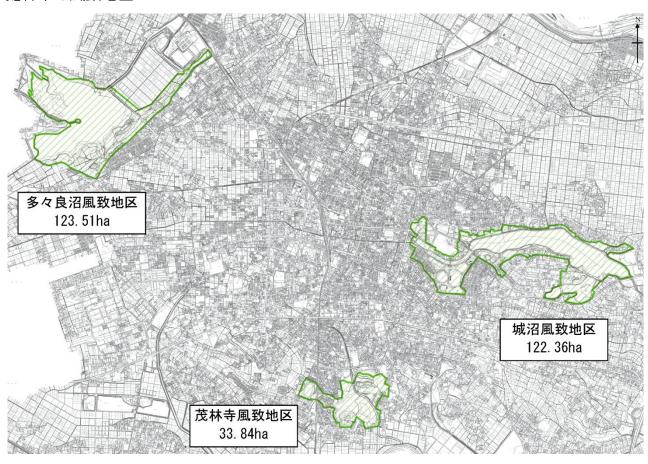
風致地区の概要

風致地区とは

都市計画法において規定された地域地区のひとつです。風致地区は、緑豊かな生活環境の形成を目指し、その地区内の樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地の自然的景観を残していくことを目的としています。

このため、風致地区内において建築物の建築、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合は市の条例により原則として市長の許可を要し、一定の範囲内において当該行為を行うことになります。

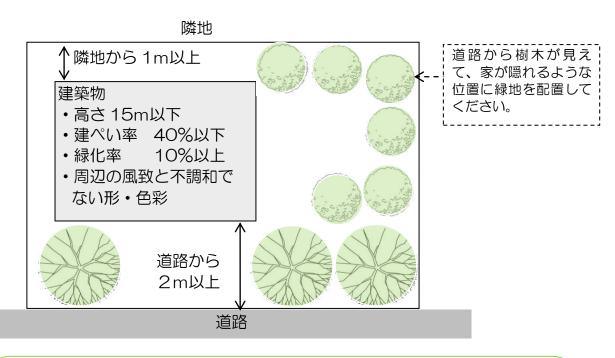
館林市の風致地区



平成27年4月 館 林 市

館林市風致地区条例の主な内容

- 許可を要する行為
 - ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
 - ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - ③木竹の伐採
 - ④土石の類の採取
 - ⑤水面の埋立て又は干拓
 - 6建築物等の外装の色彩の変更
 - (7)屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- 建築物についての主な基準



【緑化の考え方】

必要緑地面積:敷地面積の10%以上

高木:成木時 高さ 5m以上 緑地面積10㎡につき1本

植栽時 高さ1.5m以上

低木:成木時 高さ 1.5m以上 緑地面積10㎡につき2本

植栽時 高さ 0.5m以上

許可申請について

1 許可申請について

風致地区の許可を受ける場合は「館林市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」に定める様式により、あらかじめ市長あてに申請する必要があります。

2 許可の変更、中止について

風致地区内行為等の許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市 長に風致地区内行為等変更許可申請書を提出し、許可を受けてください。変更の内容 によっては届出となる場合もあります。また、許可を受けた事項を中止する場合にも、 届出が必要となります。詳細は事前にご相談ください。

3 許可申請等の手続きの流れ

申請を受付けてから許可までに要する期間は概ね2週間です。

建築確認申請は、事前に風致地区内行為等の許可が必要となります。

手続きは時間に余裕をもって進めて下さい。

